

■維持管理方法の現状

小中池公園全体の管理項目としては堤体管理、植栽地・芝生管理、花壇管理、工作物管理、安全管理、園内清掃が挙げられます。

現状の維持管理方法としては、日常的な遊具等の工作物管理は市直営で行い、専門業者による点検を年1回民間委託で行っています。その他の項目については年間を通して民間委託により維持管理を行っています。

■現状の維持管理費（参考）

単位：千円

項目	概要	R 3年度	R 4年度	R 5年度	計
高熱水費	電気・水道 トイレ等	166	185	213	564
修繕料	施設修繕費 遊具・浄化槽等	698	636	0	1,334
委託料		6,466	6,251	6,087	18,804
	管理業務 除草・清掃等	4,950	4,895	4,840	14,685
	警備業務 休日・繁忙期	1,341	1,181	1,072	3,594
	浄化槽管理業務 公園トイレ	175	175	175	525
使用料及び賃借料	土地借上料 8, 798 m ²	3,881	3,881	3,881	11,643
原材料費	補修資材購入費 木材等	44	0	0	44
	合計	11,255	10,953	10,181	32,389

年度平均⇒ [10,796](#)

■維持管理方法の種類

公園の維持管理方法については、表1のとおり市の直営のほか、民間委託や指定管理者制度等の官民連携の手法などが考えられます。

表1 維持管理体制の例

市直営	市で直接維持管理を行う方法。
民間委託	行政の事務・事業の全部または一部を民間事業者に委託する方法。
指定管理者制度	公の施設の管理・運営を指定管理者が代行する制度。管理主体は民間事業者、NPO法人等が広く対象となる。
PFI方式	公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して行う方式。

■維持管理方法の方向性について

維持管理方法としては、公園全体を直営（一部民間委託を含む）で行う場合と、指定管理者制度やPFI方式で行う場合が考えられます。

直営（一部民間委託を含む）で行う場合、新たに整備する施設の運営体制を構築していく必要がありますが、全体の管理経費としては現状とあまり変わりなく、大幅には増加しないものと考えられます。

指定管理者制度やPFI方式で行う場合、いずれも直営で行うよりも民間の経営能力等を活用した効果的な管理運営を期待できますが、一方デメリットとして、指定管理者制度では指定管理費が必要になることや、当初の事業計画が予定通り実施されない場合のリスクがあり、PFI方式では、プールや体育館、水族館などの大規模施設で導入事例がみられるものの、採用事例は多くないこと、また、事業収支が黒字になるケースが少なく、自治体が民間事業者へ公共サービスの対価を支払う等が懸念されます。

上記のことから、当分の間は現状の直営（一部民間委託を含む）で維持管理を継続していくことが妥当と考えられます。